

大阿蘇病院グループホームさくら苑運営規程

第1条 医療法人 社団大徳会が開設する大阿蘇病院グループホームさくら苑（以下「本事業所」という。）が実施する指定認知症対応型共同生活介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神状況を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活状の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切妥当に行うものとする。

2. 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
3. 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
4. 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
5. 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
6. 提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
7. 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒まないものとする。
8. 地域住民又はその自発的な行動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称

大阿蘇病院グループホームさくら苑

2. 所在地

熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5863 番地 1 (さくら苑 1 号館)

熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5857 番地 7 (さくら苑 2 号館)

(共同生活住居の戸数及び利用定員)

第5条 本事業所の共同生活住居の戸数(ユニット数)及び利用定員は次のとおりとする。

1. 戸数(ユニット数) 2 戸(ユニット)

2. 利用定員 1 8 名

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

従業者の職種	員数	勤務形態	従業者の職務内容
管理者	2 名	常勤・兼務(1 名は計 画作成担当者を兼務 する。)	① 本事業所の従業者の管理及び指定 認知症対応型共同生活介護の利用 の申込みに係る調整、業務の実施 状況の把握及びその他の管理を一 元的に行う。 ② 指定認知症対応型共同生活介護の 提供に当たる。
計画作成担当者	2 名	常勤・兼務(1 名は 管理者を兼務する。)	① 認知症対応型共同生活介護計画の 作成に関する業務を担当する。 ② 指定認知症対応型共同生活介護の 提供に当たる。
介護従事者	1 3 名	常勤・非常勤を含む (宿直勤務者、夜間 及び深夜の勤務者を 含む。)	① 指定認知症対応型共同生活介護の 提供に当たる。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 本事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 入浴の介助
 - (1) 毎日の入浴又は清拭を行います。
2. 排泄物の介助
 - (1) 利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。
 - (2) おむつの交換は随時行います。
3. 食事の提供及び介助
 - (1) 利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
 - (2) 食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。
 - (3) 食事時間は原則として次のとおりとします。

①朝食	7:30～	8:30
②昼食	12:00～	13:00
③夕食	18:00～	19:00
4. 機能訓練
 - (1) 離床援助、屋外散歩同行、家事共同作業、野菜園作物の育成収穫作業等により生活機能の維持・改善に努めます。
5. その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助
 - (1) 離床
 - ① 寝たきり防止のため離床に配慮します。
 - (2) 着替え
 - ① 着替えのお手伝いをします。
 - (3) 整容
 - ① 身の回りのお手伝いをします。
 - (4) 寝具消毒、シーツ交換、健康管理、洗濯、居室内清掃、役所手続きの代行等を行います。
 - (5) 医師の往診の手配等
 - ① 医師の往診の手配その他療養上のお世話をします。
 - (6) 相談及び援助
 - ① 利用者とその家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り援助を行います。

(介護等)

第8条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2. 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外のものによる介護を受けさせないものとする。
3. 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第9条 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

2. 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
3. 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分に負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

2. 本事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 食材料費

① 1300円(1日につき)

内訳～朝 食=350円

～昼 食=400円

～夕 食=450円

～おやつ代=100円

(2) 居室の利用料

① 23,000円(第1ユニット・1号館の家賃～1ヶ月につき)

② 28,000円(第1ユニット・2号館の家賃～1ヶ月につき)

(3) 水道・光熱費

① 9,500円(1ヶ月につき)

(4) 日常生活費

① 実費負担となります。

(5) おむつ使用料

① 実費負担となります。

(6) 理容・美容代

① 実費負担となります。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等)

第11条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。

2. 利用者は、当該共同生活住居を損傷する行為等をしないよう留意するものとする。
3. 利用者は、他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、又は他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にするような行為等をしないよう留意するものとする。
4. 利用者は、当該共同生活住居で定められた入居生活上の規則等を遵守するとともに、施設の利用についても他の利用者等に迷惑を掛けぬように留意するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第12条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。

1. 喫煙・飲酒は決められた場所で行う。
 2. ペットの持ち込みは管理者の許可を得る。
 3. 外出・外泊は職員に申し出て行う。
 4. 宗教活動は控える。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に違反した場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(入退居)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

2. 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居者が認知症の状態にある者であることの確認をするものとする。
3. 本事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら

必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4. 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
5. 本事業所は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
6. 本事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居の記録)

第14条 本事業所は、利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては、退去の年月日、利用者の被保険者証に記載するものとする。

(受給資格等の確認)

- 第15条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
2. 本事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(要介護認定申請に係る援助)

- 第16条 本事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。
2. 本事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときには、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第17条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成

に関する業務を担当させるものとする。

2. 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
3. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
4. 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
5. 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
6. 第2項から第4項までの規程は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第18条 本事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(協力医療機関)

第19条 本事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定める。

1. 協力医療機関

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 医療機関名 | 大阿蘇病院 |
| (2) 所在地 | 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5833番地 |

2. 協力歯科医療機関

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 歯科医療機関名 | 阿蘇きずな歯科医院 |
| (2) 所在地 | 熊本県阿蘇市一の宮町宮地1983番地4 |

3. 連携介護老人保健施設

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 保健施設名 | 阿蘇グリーンヒル |
| (2) 所在地 | 熊本県阿蘇市一の宮町宮地121番地 |

4. 連携介護老人福祉施設

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 福祉施設名 | 特別養護老人ホームあそん里 |
|-----------|---------------|

(2) 所在地

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2365番地

(衛生管理)

- 第20条 本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講じる。
2. 本事業所は、本事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(緊急時等における対処方法)

- 第21条 本事業所の従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第22条 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第23条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
2. 防火管理者は、法人の管理者をもってあて、火元責任者には事業所の管理者をもってあてる。
 3. 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 4. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 5. 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。
 6. 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・ 年2回以上
 - (2) 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・ 年2回以上
 - (3) 非常災害用の設備の使用方法的徹底・・・・・・・・ 随時
 7. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

1. 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第25条 本事業所、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を照会することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(秘密保持)

第26条 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。
3. 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(調査への協力)

第27条 本事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第29条 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2. 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第30条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 事業者は、サービス提供中に、事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第31条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 社団大徳会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は平成15年10月 1日から施行する。

平成17年 2月11日一部改正。

平成27年 4月 1日一部改正。

平成27年 8月 1日一部改正。

平成30年 8月 1日一部改正

令和元年 6月 1日一部改正。

令和6年 4月 1日一部改正。

